

蘇る「イラン立憲革命史研究」の現在

八尾師 誠

はじめに

今年（一九九九年）の八月四、五日にテヘランにおいて「イラン立憲革命」を巡る国際会議が開催される。主催は「イラン現代史研究所」である。そこで検討が予定されているテーマとして主催者側が掲げているものを列挙すると、〈立憲革命前夜におけるイランの文化的・政治的・社会的状況〉、〈立憲革命前夜における西欧の文化的・政治的・社会的状況〉、〈立憲思想と正統主義の起源〉、〈シーア主義と立憲主義〉、〈立憲革命における諸団体および秘密結社の役割〉、〈立憲的変容過程における新聞の役割〉、〈憲法とガーディヤール宮廷〉、〈立憲革命におけるカフカズからの移住者の役割〉、〈立憲革命とイギリス〉、〈立憲革命の文学への影響〉等々である。以上のテーマはこれまで立憲革命史研究の中では度々扱われてきたものばかりであり、その限りでは、これまでの研究史に照らして全く新しい研究潮流が勃興してきているという訳では必ずしもないようである。しかし、今この時点でこうした国際会議が開催されるということの意味には注意を払つておく必要がありそうである。

要するに、今回の国際会議の開催は、今世紀の初頭にイランが経験した立憲革命に関する関心が、一九七九年のイスラーム革命以降再び高まつて来たことを

受けた企画であると考えられる。しかも、立憲革命期をイラン近現代史上におけるひとつつの固有の時期として捉え直し、再評価しようとする動向がイラン国内において大きな流れとなりつつあることがこの関心の特徴として指摘出来よう。こうしたいわば立憲革命の再発見・再評価とも言うべき動きに火を付けたのが他ならないイスラーム革命自体であったことは意味深長である。

ところで、今世紀初頭（一九〇五年末、一九一年末まで）のイランにおける一連の政治変動を一般に「立憲革命」と呼び慣わしてきた背景には、この時期の政治過程の最大の所産を、イラン史上初の国民議会の開設（一九〇六年十月）と憲法（小稿では一九七九年十二月に公布されたイスラーム共和国憲法に対して旧憲法と呼ぶ）の制定（第一部は一九〇六年十二月、第二部は一九〇七年十月）に求め、「革命」の画期的意義も正にこの点にあるとする共通認識があつた。こうした認識からすれば、立憲革命とは正に、十九世紀以降急速にイラン社会に浸透していく近代西歐的価値観や価値体系の実質的制度化の試みであつたのだ。そしてこのことは同時に、住民の大多数を占めるムスリムの社会生活全般を統べるトータル・システムとして機能してきた（あるいは機能すべきとされた）イスラーム法に象徴される価値体系と近代西歐との激しい相克・軋轢を惹起することとなつたのである。換言すれば、二〇世紀イラン史の展開を貫く諸問題の基本的構図は、この旧憲法の制定過程で一挙に顕在化した諸矛盾、そしてそれらをそのまま内包することとなつた旧憲法の諸条文自体の非整合性の中に胚胎していたと言えよう。この意味では、イスラーム共和国憲法の制定により旧憲法が名実ともに歴史的遺産目録に繰り込まれたということは、「イスラーム」と「近代西欧」という二項対立的に展開してきたイランにおけるひとつの近代の清算であったのだ。とするなら、今次イスラーム革命をイラン近現代史の展開という文脈に添つて正当に位置付けるためにも立憲革命の歴史的位置を再確認することが是非とも必要となることになるのである。

さて、立憲革命の過程で追求された基本的課題が、国内の専制体制の打破とヨーロッパ列強による植民地主義の軛からの脱却にあつたことは概ね異論のない所であろう。ところが、立憲派の拠点であった第二議会は、一九一一年、最後通牒を突き付けた上に軍事侵攻したツアーリ・ロシア軍とこれを黙認したイギリスによって崩壊の止むなきに至る。このことをもつてイラン立憲革命は頓挫した、あるいは未完に終わった（場合によつては失敗した）と判断することが、立憲革命の後継者をもつて自らを任ずるレザー・シャー政権にとって極めて好都合な条件を提供することに繋がつたことは否めない。つまり、国軍と官僚組織を梃子にイランにおいては歴史上前例を見ない中央集權的政治・行政機構を創出したのみならず、過去百年の懸案であつた関税の自主権を回復し、領事裁判権を廃止して国家としてのイランの主権を「回復」したレザー・シャー政権が、正に「未完に終わった」立憲革命の完成者として堂々の登場を果たす結果となつたのである。従つて、レザー・シャー政権あるいはパフラヴィー体制にとつては、立憲革命とはあくまでも近代国家イランを実現した自らの前史に過ぎないということになる。換言すれば、パフラヴィー体制下にあつては、立憲革命が新しい時代の開始を告げるひとつの画期はあるとしても、研究対象として独自の位置を占めるという認識が比較的希薄であつたと言えよう。

イランにおける「立憲革命史研究」の新動向

イスラーム革命以降における「立憲革命史研究」の趨勢を探るために、まず、出版動向から確認してみよう。一九九七年、イラン・イスラーム共和国国民図書館から『イラン史文献総覽(Ketabshenasiye Tarike-ye Iran)』が出版された。³⁰これは日本の国会図書館に相当する同図書館に所蔵されている関連刊本の総目録である。時代順に分類された収録総点数は六一八〇点であるが、重複も認められるの

で実数は若干下回るものと考えられる。この中で、「立憲革命一三二一四〇一二二一七年KH（西暦一九〇六～一九〇九年）」および「立憲革命期間関係資料」「立憲革命期の外交、対外関係史」という見出しの下に分類されているものの総点数は三九六点。この内、イスラーム革命以降（一九七九年二月一日の権力奪取を一応の目処とする）に出版されたものは一〇五点、これに事実上革命状況にあつた一三五七年KH（一九七八年三月下旬から一九七九年三月下旬まで）刊行のもの一二三点を加えると一二八点である。つまり立憲革命期（一般には一九〇五年～一九一一年を考る）あるいはその直後から一九九七年までの間に刊行された立憲革命関係文献の約三三%がイスラーム革命後の二〇年間弱に集中していることになる。もつともイスラーム革命以前の時期においても、立憲革命関連の文献がコンスタントに出版されていた訳ではなかつた。例えば、第二次世界大戦に勃発に際していち早くイランが宣言した中立を無視して侵略したソビエトとイギリス両軍の圧力の下にレザー・シャーが退位した一九四一年から石油国有化を断行したモサッデク政権がクーデタにより崩壊する一九五三年までの間は、いわば独裁の谷間ともいふべき時期に当たつていたが、この間に出版文化は未曾有の盛り上がりを見せた。それに伴い立憲革命関連文献の出版も着実に増大した。『イラン史文献総覽』によれば、この間に出版された立憲革命関連文献は四四点に達している。この中には今や立憲革命史研究の古典、基本文献ともなつてゐるものも数多く含まれている。³¹

もつとも、この時期とイスラーム革命後の時期とでは、立憲革命関連文献の出版の盛況という現象面では類似していくても、その背景は必ずしも同じではないことは留意して置くべきであろう。つまり、前者の場合はあくまでもレザー・シャー独裁体制の終焉とその後を継いだモハンマド・レザー・シャーの権力基盤が固まるまでの間に生まれた、いわば「独裁的」権力の一時的空白期、換言すれば思いがけなく訪れた束の間の政治的自由に支えられた活況であり、一方で後者

の場合は後述するように革命新政権の歴史的正当性を証明する必要に迫られた結果であったと考えられるのである。

革命新政権のこうした意図を検証するに当たって、重要な鍵を握っているのが、国民議会に提出された法案がイスラームの諸原則に照らして妥当であるか否かを判断する最終的権限をモジュタベード団に与えることを規定した旧憲法第二部第一条である。事実、イスラーム革命に至る反体制運動が激化の兆しを見せ始める一九七八年五月の段階で、当時の最も有力な指導者のひとりであったシャリーアト・マダーリー師が、「我々は何にも増して憲法の完全なる実施を望んでいるのである」(つづいて「紙とのインタビュー」と力説した時に念頭にあつたのは、正に)の第二部第一条であつた。一方、「秘密の暴露」(一九四三年刊)において、この旧憲法第一部第一条を盾に取り激しいレギー・シャー独裁体制批判を繰り広げたホメイニー師が、イスラーム革命に際しては、何故従来のペフラヴィー独裁体制批判の常套文句であつた憲法精神の遵守というスローガンを一気に乗り越え、「イスラーム共和国樹立」へと突き進まさるを得なかつたのかを説明するためにも、この第二条の限界を明らかにする必要があつたのである。つまり、ホメイニー師の考へに即して言えば、今や必要ひざれるのは、第二部第一条が意図しておるような法学者(ファギーフ)の後見・監督ではなくして、法学者による直接統治(ヤフーヤーハ・ファギーフ)である。イスラーム革命の正当性を主張し、革命で成立したイスラーム政権の歴史的意義を明らかにするという重要な役割を担つて一九八七年に設立された「イラン現代史研究所」が季刊で発行している学術雑誌『イラン現代史』の創刊号の巻頭を飾る論文が「第一級モジュタベード団の監督——第一次立憲制期における基本法補足第二条の変容過程」と題する論考であつた(いば、トのじとを象徴的に物語つておる⁵)。

革命研究における主たる関心の所在にも変化を齎した。その一例として、シエイフ・ファズロッラー・ヌーリーの再評価がある。シエイフ・ファズロッラー・ヌーリーと言えば、立憲運動の開始当初は、モハンマド・タバータベーリー(アブドゥル・ベフベハ)――のテヘランの有力ウラマーと並んで「立憲運動の三人の詔」(エ・ジ・アラカハ)とまで称されながら、憲法第一部の草案審議過程において、「シャワーティーに則つた立憲制(mashnūt-e mashnū'i)」を主張して、いかゆる立憲派ウラマーと袂を分かつて、その批判の急先鋒に立つたウラマードある。結果として、反立憲派クーデタを敢行した当時のシャー・サハーマード・アリーとの「緊密な」関係を理由に、立憲制回復後の一九〇九年七月末処刑される。彼の思想と行動を反対と位置付けるE・G・ブランンやA・キヤスラヴィーの評価を受けて、従来は総じて否定的であった彼に関する評価がイスラーム革命以後は一変する。いわした大転換を端的に物語つているのが、ヌーリーは「イスラームの敵によつて処刑された」とするホメイニー師や、ヌーリーは「現代イランにおけるイスラーム運動の最初の犠牲者」であるとするホメイニー師の同僚たちの発言に他ならない。ヌーリーに関して発表されたイスラーム革命以降の成果を挙げておこう。

また、革命新政権が掲げるイスラーム的価値への回帰ところ基本理念は、立憲

革命における主たる関心の所在にも変化を齎した。その一例として、シエイフ・ファズロッラー・ヌーリーの再評価がある。シエイフ・ファズロッラー・ヌーリーと言えば、立憲運動の開始当初は、モハンマド・タバータベーリー(アブドゥル・ベフベハ)――のテヘランの有力ウラマーと並んで「立憲運動の三人の詔」(エ・ジ・アラカハ)とまで称されながら、憲法第一部の草案審議過程において、「シャワーティーに則つた立憲制(mashnūt-e mashnū'i)」を主張して、いかゆる立憲派ウラマーと袂を分かつて、その批判の急先鋒に立つたウラマードある。結果として、反立憲派クーデタを敢行した当時のシャー・サハーマード・アリーとの「緊密な」関係を理由に、立憲制回復後の一九〇九年七月末処刑される。彼の思想と行動を反対と位置付けるE・G・ブランンやA・キヤスラヴィーの評価を受けて、従来は総じて否定的であった彼に関する評価がイスラーム革命以後は一変する。いわした大転換を端的に物語つているのが、ヌーリーは「イスラームの敵によつて処刑された」とするホメイニー師や、ヌーリーは「現代イランにおけるイスラーム運動の最初の犠牲者」であるとするホメイニー師の同僚たちの発言に他ならない。ヌーリーに関して発表されたイスラーム革命以降の成果を挙げておこう。

1 ジ・ヤウアーナ・ベヒマーニ著『世紀の悲劇――ムヒマド・ファズロッラー・ヌーリーの公開処刑』(Javād Bahmanī, *Fajr-e ye Qarn: Koshṭan-e Sheykh Fazlollāh Nūri dar māj-e ām, Matbu'at-e Eslāmi, Borujerd, 1359KH)*

2 ハヤト・キヤー著『ハーフィ・ファズロッラー・ヌーリーと立憲主義』(Shahla Kiyā, *Sheykh Fazlollāh Nūri va Mashritiyat, Dāneshgāh-e Tehrān, Tehrān, 1361KH)*

3 ホメイニー著『アガ・エ・シエイフ・ザフローラーの提綱』(Homā

4 イスラーム革命聖戦士機構著『トーマス・ハーヴィー・トマス・ローハー・ムーア立憲運動』(サゼンアン-e Mojahedin-e Enqelāb-e Eslāmi, Ayatollāh Sheykh Fazlollāh Nūrī: Pāddar-e Khatt-e Faqihat-e Shī'ī dar Jonbeshī-e Mashrūtiyyat, Sāzemān-e Mojahedin-e Enqelāb-e Eslāmi, Tehrān, 1362KH)

6 ムハヤ・ムハマドベー・ムハシーラ・ムスリム立憲論』(Mohsen Makhmalbaf, Mashrūte ye Mashrī'ī, Howz-e ye Honarī ye Sāzemān-e Tablighāt-e Eslāmi, 1363KH)

書籍『新語』(Mohammad Torkamān, Majmū' ī az Rasa'īl, 'Eshāriyye-hā, Maktabāt, va Raznāne-ye Sheykh Fazlollāh Nūrī, Khadamāt-e Farhangī Rāsa, Tehrān, 1363KH)

7 ムニ・モルヘナリ一編『抵抗か統治か』('Alī Abol-Hasani, az Pāyedārī tā Pā-yé Dar: Seyrī dar Hayāt-e Porbār-e 'Elmī, Ma'nāvī, Ejtemā'i va Siyāsī-ye Shahīd-e Hājī Sheykh Fazlollah Nūrī, Nūr, Tehrān, 1365KH)

8 ムハヤ・ムハマドベー・ムスリム著『ムスリム立憲主義』(Mehdī Ansārī, Sheykh Fazlollāh Nūrī va Mashrūtiyyat, Amīr-e Kabīr, Tehrān, 1370KH)

9 ムハヤ・ムハマドベー・ムスリム著『ムスリム立憲主義』(Mehdī Ansārī, Sheykh Fazlollāh Nūrī va Mashrūtiyyat, Amīr-e Kabīr, Tehrān, 1370KH)

近代西歐的立憲主義の普及・定着過程の検証とこの問題意識が支配的であったため、それが等腰視されてしまい、これが立憲主義の側面に新たな光を当てるという意味だ。そのための成果は正当に評価されて然るべきである。その一方で、単に「イスラーム的価値」の護持」とか「反西歐」の旗手となるべきで、彼を詰屈するのであれば、それもまた、スーザーの評価としては矛盾を孕む。したがって、この結果は、正に立憲主義の側面に新たな光を当てるべきである。何故なら、現在の「イスラーム共和国」イランが立脚している国家体制、議会制度、更には女性参政権などは、実は、スーザーが「シャコーラー」に反してこうして批判して止まなかったものに他ならないからである。このした問題にわかんと対応でやむを得なくなつて初めて、刹那の革命的熱狂やプロパガンダ

欧米におけるムスリム立憲革命史研究の現況

最後に欧米における立憲革命史研究の近況に簡単に触れておきたい。

欧米、イラン本国を問わず、イラン立憲革命史研究の嚆矢となるべき「一九一〇年に刊行されたE.G.アーチャーの『ペルシア革命一九〇五～一九〇九年』」である。しかし、その後の一九五七年に出版されたM.C.イヴォノーレの『イラン革命』を除くと、久しく立憲革命の専論が世に置かれることがなかつた。ところが、近年矢継ぎ早に、ガーネッサ・マーチン著『イスラームモダニズム——イラン革命（一九〇六年）』（一九八九年刊）、マハトール・バヤーム著『イラン第一革命——ハーファー主義と立憲革命（一九〇五～一九〇九年）』（一九九一年刊）、シヤネツ・ハーファー二著『イラン立憲革命——一九〇六～一九一一年』（一九九六年刊）の三著が出版された。

これら三著、特にハーファー二の著書に関しては、既に黒田卓氏による簡潔な書評がある。ハーファー二は重複を避けるが、小稿の関心に添つて若干の補足をして置く。ハーファー二は第一次立憲制の直前で論述を終えてくるのに対し、アーファー二著は第二次立憲制の終焉までを扱つてゐる。対象時期の違いはあるものの、三著とも立憲革命の時期区分に関してはほぼ共通した認識に立つてゐると言ふ。それはとりもなおさず、かつてE.G.アーチャーが自著『現代ペルシアの新聞と詩』（一九一四年刊）の中で提示した時期区分を基本線において踏襲するものである。翻つてもわないアーチャーの時期区分は、近代西歐的立憲主義の実現の度合ごとに「近代西歐」に対する「イスラーム」の相克によって立憲革命の進展を測るところの基本的認識に裏付けられてゐる。換言すれば、マーチンもバヤーム

ではなく確りと地に足のついた研究を期待する人が出来ぬであつた。

も、更には草の根民主主義や社会民主主義、フェミニズムといったこれまでほどんど脚光を浴びることがなかつた斬新な視線で取り組んだアーフアーリーにしても、九〇年近く前にブラウンが提示したこの認識枠組みから自由ではない、ということである。アーフアーリーの著書は、一九九七年にはイランでも新刊として紹介されるが、「立憲革命に関する新しい語り」と説明されながらも、次々と公にされた新しい関連資料をほとんど踏まえていない、という全く次元の違う理由でいわば一刀両断にされている。

註

1 こうした動向を象徴的に示している立憲革命史関係出版物を幾つか紹介しておこう。

理由でいわば一刀両断にされている。

歐米における立憲革命史研究が、現在イランで高まりを見せて いる立憲革命史研究との間で美り豊かな学問的対話を成り立たせる」とが出来るか否かは、こうした手垢に塗れた「近代西欧」対「イスラーム」といつた二項対立的な図式を如何に相対化できるかにかかっていると言えよう。

Mansûre Ettehâdiyye (Nezam-e Maâfi), *Peydâvesh va Tahâvvûl-e Ahzâb-e Sîyâsî-ye Mashrû'iyyat* (*Dowre-ye Awal wa Dowrom-e Majlis-e Shûrâ-yé Melî*), Nasr-e Costare, Tehran, 1361KH. / Abdol-Rahim Duker Hoseyn, *Mâbi 'âzîz-e Sîyâsî-ye Iran dar 'Asr-e Mashrû'iyyat*, Enteshârât-e Dâneshghâb-e Tehran, Tehran, 1368KH. / 'Ali Pûrsadr, *Ketâbhenâsi-ye Engelâb-e Mashrû'iyyat-e Irân*, Markezz-e Nasr-e Dâneshghâb, Tehran, 1373KH. / Golam Hoseyn Zargari-nezhad (be-kushesh), *Rasâ'îl-e Mashrû'iyyat* (18 Resâle va Layheh dar-hâre-ye Mashrû'iyyat), Enteshârât-e Kavîr, Tehran, 1374KH.

○ Mahin-dokht Hāfez Qor'ānī, Ketābshenāsī-ye Tārikh-e Īrān, Ketābkhāne-ye Mellī-ye

Jomhūrī-ye Eslāmī-ye Īrān, Tehrān, 1375KH.

初めて世に問われている。

و Mohammad Torkaman, Nazarat-e Mojtabedin-e Larz-e Avval: Seyr-e Lalavor-e
Dowrom-e Motammem-e Qanun-e Asâsi dar Dowre-ye Avval-e Taqniyye, *Tarikh-e
Mo'âser-e Jihân*, no. I (1368KH, pâ'iiz), s. 1548.

- り、第1回、第三回は必ずしも煙草。Mohammad Torkamān, Nazārat-e Hey'at-e Mojahedin: *Seyr-e Tatavor-e Ejāj-e Asl-e Dovvom-e Molammen-e Qānūn-e Asāsi dar Dowre-ye Dovvom-e Taqniyye, Tarikh-e Mo'āser-e Irān*, no. II (1369KH, bahār), s.15-63. / Mohammad Torkamān, Nazārat-e Hey'at-e Mojahedin bar Qoyve-ye Qānīn-gozārī: *Seyr-e Tatavor-e Asl-e Dovvom-e Molammen-e Qānūn-e Asāsi az Pāyan-e Dowre-ye Dowvom-iā Pāyan-e Dowre-ye Sheshom-e Taqniyye, Tarikh-e Mo'āser-e Irān*, no. III (1370KH, zemestān), s. 51-68. 図みに『トーハ』既半即『煙草の紙』類(煙草紙)「一八九八年」から第一〇回〔一九六六年〕の掲載論文全四九点の内、立憲革命関係は一三一回。他は、立憲革命期以前のガービヤール朝期一四五点、立憲革命期以後のガービヤール朝期七点、ナギー・シャー期九点、ペルシャー期全般が五点などといつてざく(拙稿、「トーハ現代史研究所」による近現代史研究『史料』)一〇回、一九九八年四月、二二六~二三〇回)。
- ◎ Ervand Abrahamian, *Khomeinism: Essays on the Islamic Republic*, I.B.Tauris & Co. Ltd. Publishers, London & New York, 1993, p. 94.
- ～ Vanessa Martin, *Islam and Modernism: The Iranian Revolution of 1905*, I.B. Tauris & Co. Ltd., London, 1989. / Mangol Bayat, *Iran's First Revolution: Shi'ism and the Constitutional Revolution of 1905-1909*, Oxford University Press, New York & Oxford, 1991. / Janet Afary, The Iranian Constitutional Revolution, 1906-1911, Columbia University Press, New York, 1996.
- ◎ 黒田聰、「トーハ――トーハ――煙草の立憲革命――」、「立憲革命――煙草の立憲主義・社会主義――の起源――」、「トーハ――世界――」(注)、『トーハ』一九九八年、一一一～一一二回。
- ◎ Majid Tafreshī, *Ravāyat-e Jadid az Engelāb-e Mashru'iyyat, Tarikh-e Mo'āser-e Irān*, sāl-e avval, shomāre-ye avval, 1376KH, s. 224-225.